

関西 SDGs プラットフォーム運営要領

第1章 総則

(名称)

第1条

本会は、関西 SDGs プラットフォームと称する。英名は Kansai SDGs Platform(KSP)とする。

(目的)

第2条

持続可能な開発目標（SDGs）は、人類社会が抱える貧困、人権、環境、平和などの共通の諸課題の解決に向けた目標として定められている。

本会は、SDGs への取り組みが、関西の民間企業、市民社会・NPO/NGO、大学・研究機関、自治体・政府機関、すべての人々にとって、重要であることを広くアピールするとともに、各ステークホルダーの連携と協働により、関西において持続的社会の構築に向けた活動や高い社会的価値を生み出す経済活動を加速していくことを目的とする。

(活動)

第3条

本会においては、前条の目的を達成するため、次の活動を行なう。

- (1) SDGs に関連するセミナー等イベントの開催
- (2) 参加団体が実施する SDGs 関連イベントへの協力
- (3) 参加団体の SDGs に貢献する活動の広報・発信
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第2章 構成員

(構成員の種別)

第4条

本会は、本会の目的に賛同し、本運営要領を遵守する次の者により構成する。

- (1) 会員：本会の目的に賛同し、主体的に事業へ参加する経済団体、民間企業、NPO/NGO、大学・研究機関、行政機関等の団体。
- (2) オブザーバー：本会の目的に賛同し、支援・協力を行う在外公館その他運営委員会が特別に推薦する者。

(入会)

第5条

本会に入会を希望する団体は、所定の様式により入会申込書を提出しなければならない。

会員の入会は、運営委員会の決定をもって承認される。

(入会金及び会費)

第6条

入会金及び会費は徴収しない。

(退会・除名)

第7条

本会から会員が退会しようとするときは、書面をもってその旨を届け出なければならない。

会員が本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為を行い、本会の信用を著しく害した場合には、運営委員会の決定により会員を除名することができる。会員が解散等により消滅した場合には、本会を退会したものと見なす。

第3章 機関

(機関)

第8条

本会に次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 顧問

(総会)

第9条

総会は本会の最高議決機関であって会員により構成される。

総会は、原則として年1回開催し、以下の事項について決議する。

- (1) 運営方針、活動計画の承認
- (2) 運営委員及び顧問の選任または解任
- (3) 本運営要領の改正
- (4) 解散

(5) その他本会の意思決定に関する重要事項

総会は、運営委員長があらかじめ開催の日時、場所、議題等を開催日より事前に告示して、招集する。ただし、次の各号の一に該当するときは、運営委員長は 30 日以内に理由を明示して臨時総会を招集することができる。

- (1) 会員の 3 分の 1 以上が理由を明示してこれを要求したとき
- (2) 運営委員会が決議してこれを要求したとき

(総会の成立)

第 10 条

総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席で成立する。

出席できない会員は、委任状を作成して議長に総会の議事を委任することができる。また議事の委任を行わない場合、その旨を 表明するものとする。委任に関する表明をせずに総会を欠席する会員は、議長に総会の議事を委任したものとみなす（以下、みなし委任）。

委任状みなし委任は総会開催に必要な定足数に数える。

(総会の議決)

第 11 条

総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。なお、一会員につき一議決権を有するものとし、オブザーバーは議決権を有しない。

(総会の議長及び書記)

第 12 条

総会の議長は運営委員長または運営委員長が指名した者が議長となる。

書記は総会の都度出席会員より選出する。

(運営委員会)

第 13 条

運営委員会は、会員を代表し、本会の運営に必要な以下の事項について決定を行う。

- (1) 運営方針案、活動計画の策定
- (2) 本会事業の執行に関する事項の決定
- (3) 分科会の承認
- (4) 入会の承認及び除名の決定
- (5) その他本会の運営に必要な事項

（運営委員会の構成）

第 14 条

運営委員会は、会員の中から選出された 10 名以下の運営委員会委員（以下、「運営委員」という。）により構成される。

運営委員会には運営委員長を置く。また、必要に応じて運営副委員長を置くことができる。

運営委員長は、運営委員会において互選され、運営委員会を代表し会務を総括する。運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故がある時はこれを代行する。

運営委員長、運営副委員長及び運営委員の任期は原則 2 年とし、直近で開催される総会までとする。ただし、再任を妨げない。

任期の途中で運営委員が交代する場合は、前任者の推薦に基づき、運営委員会が承認するものとする。その際、新たな運営委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

（運営委員会の開催）

第 15 条

運営委員会は、運営委員長が招集し、運営委員の 3 分の 2 以上の出席で成立する。出席できない運営委員は、委任状を作成して運営委員長に議事を委任することができる。また、運営委員長の事前承認を得たうえで、代理の者に議事を委任することができる。

委任状は運営委員会開催に必要な定足数に数える。

運営委員長の発意により、書面等による運営委員会を開催することができる。

運営委員会は、議題に応じて運営委員以外の参加を求めることができる。

（運営委員会の議決）

第 16 条

運営委員会の議決は、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは運営委員長の決するところによる。

（顧問）

第 17 条

顧問は、本会の運営に対して、幅広い知見を活かし必要な助言等を行う。

顧問は、運営委員会が就任を依頼し、総会において承認される。

顧問の任期は 2 年間とする。ただし、再任を妨げない。

任期の途中で顧問が交代する場合は、運営委員会が承認するものとする。その際、新たな顧問の任期は、前任者の残りの期間とする。

第4章 事務局その他

（分科会）

第18条

本会は、必要に応じて分科会を設置することができる。

分科会は、本会の目的を達成するための事業に自ら参加する会員、オブザーバー、その他運営委員会が認める者により構成される。

分科会の設置を希望する会員は、事前に運営委員会の承認を得なければならない。分科会の内容が①営利を目的とするもの、②宗教的目的を有するもの、③政治的目的を有するもの、④公の秩序及び善良な風俗を乱すもの、⑤社会的妥当性を欠く活動、に該当する場合にはこれを承認しない。また分科会の活動において上記①から⑤に該当していた場合、申請書類に虚偽の記載があった場合、その他本プラットフォームの趣旨に沿った活動が行われていない場合は、運営委員会の判断によりその承認を取り消すことがある。

分科会の活動内容については、運営委員会及び総会において適宜報告するものとする。

分科会を終了する場合、事前に事務局（第19条に規定）にその旨連絡するものとする。

（事務局）

第19条

本会に事務局をおく。

本会の事務局は、独立行政法人国際協力機構関西国際センター（兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2）におく。

本会の共同事務局を経済産業省近畿経済産業局及び関西広域連合本部事務局とする。

附則

この運営要領は、本会の設立総会の日から実施する。